

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方などへ
交通事故で役場へ届け出？

●義務です 届け出 第三者行為

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の皆さまや、福祉医療をご利用の皆さまは、交通事故など第三者の行為によってけがをした場合、役場への届け出が必要です。

●第三者行為とは

第三者（自分以外の人）の行為が原因で、治療を受けることになった場合を指します。

・例／交通事故（自転車事故を含む）でけがをしたとき、暴力行為などで他者にけがをさせられたときなど

●なぜ届け出が必要なの？

第三者行為によりけがをしたときの治療費は本来、相手方が過失割合に応じて負担すべきものです。しかし、すぐに治療費を払ってもらえない場合などに被害者救済の観点から、届け出をすることで、健康保険が立て替えられるようになっていきます。

またこの届け出により、健康保険から相手方（または損害保険会社など）に対し、健康保険が立て替えた治療費を請求することが可能になります。

医療費の適正化にもつながるのでご協力ください。

●届け出に必要な物

・印鑑（認め印）
 ・来庁者の本人確認書類（免許証など）
 ・交通事故証明書（交通事故の場合のみ）

※届け出後、傷病届済証明書を発行します。

※自損事故などは第三者行為ではありませんが、そのことを確認する届け出が必要な場合があります。

●注意事項

既に加害者から治療費を受け取っている（示談が成立している）場合や、仕事中・通勤中のけが（労働災害保険の対象）、また自身の飲酒運転や無免許運転などによる法令違反の事故では、健康保険が使えない場合があります。

●福祉医療を受給される方へ

福祉医療とは乳幼児医療・子ども医療・重度心身障害児（者）医療・ひとり親家庭医療・老人医療です。福祉医療受給者証をお持ちの方は、健康保険とは別に役場への届け出が必要になります。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は一緒に届け出が可能です。詳しくはお問い合わせください。

問 住民課（吉備庁舎）

後期高齢者医療保険にご加入の方へ
医科・歯科健康診査

後期高齢者医療保険に加入している方（長期入院者・施設入所者を除く）は年1回、医科健康診査と歯科健康診査を受診できます。対象者は、5月下旬に受診券などが和歌山県後期高齢者医療広域連合から直接送付されます。受診券発行の申し込みは不要です。なお、受診券などを紛失した場合や不明点がある場合は、お問い合わせください。

●医科健康診査

・対象者／被保険者全員（長期入院者・施設入所者を除く）
 ・検査項目（全員に実施する項目）／問診・計測（身長・体重・BMI・血圧）・診察（身体診察）・尿検査（糖・タンパク・潜血）・血液検査（脂質・肝機能・糖代謝・腎機能・尿酸・貧血など）
 ・医師が必要と判断した方に追加で実施する項目／心電図検査・眼底検査

・実施期間／6月1日（月）～令和9年（2027年）2月28日（日）
 ・自己負担額／無料
 ・持ち物／マイナ保険証など・受診券・受診票（問診票）
 ・実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

・その他

既に同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など、定期的に健康管理が行われている場合は、必ずしも受ける必要はありません。生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか主治医に相談してください。

●歯科健康診査

・対象者／令和8年（2026年）3月末で75・80・85歳の方と90歳以上の被保険者（長期入院者・施設入所者を除く）
 ・検査項目／問診・口腔診断（歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・かみ合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常）・口腔機能検査（かむ能力・舌機能・嚥下（飲み込み）機能）
 ・実施期間／6月1日（月）～令和9年（2027年）2月28日（日）
 ・自己負担額／無料
 ・持ち物／マイナ保険証など・受診票（問診票）

・実施場所／受診票と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関
 ※歯科健診では、受診券の発行はありません。

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎073・428・6688